「内閣総理大臣及び国務大臣は文臣でなければならぬ」トスルト、総理及国務大臣ハ文臣デアルト云フ定義ノ様ニナラヌカ。先方ハ軍国主義的デナイ人ヲ要求シテ居ルト考ヘラレルカラ文治主義ノ人トイフ意味ヲ表スヨイ言葉ハナイカ

〇下條君

「文臣」トイフト嘗ツテノ軍部大臣文官制ノ場合ノ意味ニモトレル。civilian ニ該当シナイノデハナイカ。

〇織田子

文臣ハ文官ヨリモ広義デアル

〇山田君

現在デハ文臣ニ賛成

〇川村君

文臣ト云フト現在官吏ヲシテ居ル者ニ限ラレル様ニ考ヘラレルコトハナイカ。

〇浅野侯

「民人」デハ如何　市川三喜等ノ大英和辞典ニ依レバ民人トハ軍人ト僧侶トヲ除イタモノヲ云フ。

〇浅井君

内閣法デ之ヲ書クコトヲ~~拘~~約束シテ憲法ニハ入レナイコトニシテハ先方ハ承知シナイカ。

〇牧野君

高柳君ノ意見ニ依レバ non-civilian トハ軍人ノコトデハナイ。先方ノ要求ハ将来軍隊ヲ置イタ場合デモ大臣ハ文官ヲ充テルダトイフダケノ意味デハナイカトイフコトダッタ

〇宮沢君

ソレデアルトスレバ「軍人は大臣になれぬ」ことトスルダケデ宜イガ~~果シテ~~~~[illegible]~~ガ、果シテ之デ宜イカヲ確メル必要ガアラウ。

○委員長

午後ニ金森国務相ノ出席ヲ求メテ、浅井、宮沢両君ノ意見ノ二点ヲ確メルコトトスル

○飯田男

ソコマデ行ケバアッサリッ大官レトスレバ宜シ。

○委員長

七十九條、第二、三、四項ヲ議題ニ供スル。霜山君ノ案ハ本條ヲッ最高裁判所はその長たる裁判官及び法律の定める員数の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は内閣でこれを任命する。その裁判官は任期を十年とし再任されることが出来るト改メ第二、三、四項ヲ削除スルト云フコトデアル。

○牧野君

私ノ案ハ「最高裁判所はその長たる裁判官及び法律の定める員数の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は内閣でこれを任命する。その裁判官は任期を十年とし、再任されることが出来る。但し法律の定める年令に達した時は退官する」

○宮沢君

最高裁判所ノ裁判官ヲ内閣ガ任命スルコトニスルナラ任期ヲツケナイ方ガ宜イ。任期ノ為ニ裁判官ガヨクトモ動カサルコトハ宜クナイ。

○高柳君

米国ノ最高裁判所ノ裁判官ハ任期ナク八十才、九十才ノ老齢ノ人ガ居ル。

○山田君

国民ニ評判ノ悪イ裁判官ノ地位ヲ国民ガ動カシ得ルモノトスル

貴族院

コトハ裁判官ヲシテ反省サセル為ニ必要デアル。
漸次民主化スルニ伴ヒ国民モ裁判ニ関心ヲ持チ、裁判ノ当否ヲ
批判スル力ヲ持ツニ至ルカラ、此ノ心理、其ノ批判力ヲ向上サセル為ニモ
国民審査ノ制度ヲ残スベキモノト思フ。

○宮沢君
任期制トスルト、任期満了毎ニ内閣カラ影響サレル惧アリ、国民
審査ヨリモ内閣カラノ影響ガ恐ロシイカラ、国民審査ヲ廃メル
ナラ、ソノ任命ニ対シ民主的統制ヲ考慮スル必要ガアル。任期
制ヲ存置スルナラバ国民審査モ残シタ方ガ宜イ。

○山田君
宮沢君ノ意見ニ賛成

○高木君
宮沢君ノ意見ニ賛成

貴族院

○牧野君
最高裁判所ノ裁判官ダケハ任期ノナイモノニシタイ、ソレハ司法権ノ独
立ノ為ニ必要デアル。

○~~山田君~~ 織田子
~~国民ノ非常~~ 七十八條ノ「公の弾劾」ノ意義如何

○大河内子
政府部内ニ弾劾ヲ掌ル部局ヲ設ケ之ガ起訴ヲナシ弾劾裁判
所ガ裁判スルト政府ノ説明ダッタ

○松本君
行政官モ裁判官モ均シク公務員トシテ其ノ任免権ハ窮局的ニハ国
民ニ在リトセラレ乍ラ、行政官ハ各廰任免トシ乍ラ、裁判官ニノミ
国民審査トスルコトハ司法権ノ独立ヲ阻害[illegible]サセル惧ガアル

○山田君

裁判官ハ終身官トセラレルガ行政官ハ地位ノ保障ガナク何時デモ内閣カラ罷免サレ得ルカラ referendum ヲ必要トシナイ

○織田子

七十九條一項ダケデハ情実ニ依ル任命ガナサレル惧レガアルカラ、之ヲ抑制スル為ニ referendum 制ヲ設ケタノデハナイカ。

○高柳君

G、H、Q デモ recall 制ヲヤメルナラ任命ニ付国会ノ同意ヲ要スルコトトセネバナラヌト言ッテ居タ。

○宮沢君

新憲法ハ、議院内閣制ヲトルカラ内閣ノ任命ニ付テハ国会ノ支持ガアルモノト見テ任命ニ国会ノ同意ヲ要スルトスル必要ハナイ。

○浅井君

米国ノ実例ヲ見テモ利益ヨリモ害ガ多イカラ referendum 制ヲ削除シ最高裁判所ノ裁判官ノ任期制ヲヤメルコトトシテハ如何

○高柳君

recall 制ニスルト社会情勢ノ変化ニ依テ裁判官ガ変ル　之ガ政争ノ具ニ供サレルコトガヨイカドウカトイフ問題デアル

○松本君

内閣任命ダケニ任スト却ッテ政争ノ具ニ供セラレルノデハナイカ

○山田君

却ッテ激シクナル惧ガアル

○牧野君

recall 制ハ裁判官ノ独立ヲ害スル惧ガアル

○高柳君

米国デモ弾劾ガ実際ニ適用サレルコトハ滅多ニナイ。　実際上ハ弾劾ノ制度ハ余リ役ニ立タナイ

○松本君

任期ハナイ方ガヨイ。

○下條君

referendum 制モ廃メ又任期制モヤメルコトニシテハ如何

○田所君

衆議モG、H、Qモ削除ニ異議ハナイトノコトダシ十五條ハ、六十六條ノ修正ノ要求ヲ呑ムダケデハ不体制ダカラヨイ機ガアレバ二、三見ツケテ修正シタイ。

山田君

此ノ問題ハ貴院ノ発意トシテ修正スルニ良イ機デハナイカ。

recall ヲ削リッ放シデハイケナイ。七十九條ニ手ヲ触レルト、六條ヲモイヂラナケレバナラナクナル

○松本君

長タル裁判官モ裁判官タルコトヲ失ハナイカラ七十九條二項ニ最高裁判所ノ裁判官ノ任命ハ国会ノ同意ヲ要スルトスレバ六條ヲ動カサズニ済ム

○飯田男

衆議院ノ勢力ガ強クナルトスレバ内閣ノ任命ニ国会ノ承認ヲ要スルトシテモ大シタ意味ハアルマイ。

○浅井君

国会ノ同意ヲ要スルコトトスルナラ、両院ノ意見ガ一致シナイ場合ニ付六十條二項ヲ準用スル規定ヲ設ケル必要ガアル

○高柳君

米デハ上院ノミ権限アリ、本人ガ直接呼出サレ秘密会トセラレル

○山田君

裁判官ノ任命ノ同意ヲ参議院ダケノ権限トシテハ如何

○委員長

スルト七十九條ハ二、三、四項ヲ削除シ放シデハイケナイカラ任命ニハ国会ノ同意ヲ要スルモノトシ両院ノ意見不一致ノ場合ハ六十條二項ヲ準用スル規定ヲ設ケルコトトイフ結論ニ乙

○高柳君

六十六條ニ付、一ツノ考ヘ方ハ「軍人でないことを必要とする」トイフ書キ表シ方デアリ他ノ一ツハ peaceful pursuit ニ従事スル人トイフ面ヲ出シテ「平和業務者」トイフ語ヲ作リ之ガ civilian ダト決メルコトデアル。

○織田子
civilian ニ付、三土君ハ「文治人」デハ如何トノ事デアッタ。
言究ニ依レバ文治トハ武断ニ対応スル語ニシテ教化又ハ
法令ヲ以テ世ヲ治メル事ヲイフ。

○田所君
賛成

○青柳君
治ノ字ガ少シドウカト思フ。平和的ナ、戦争ヲ事トスル人
ニ非ザル人ノ意味デナケレバナラヌ。国軍主義ニ対スル文治
主義ノ意デアラウ。

○浅野君
「民人」デハ如何。

○金森国務相
今朝ヨリ衆議院各派交渉会ヲ開キ政府カラ経過ヲ報告
シタ。G.H.Q.ヨリノ要求ノ二点ニ付テハ報告シタ範
囲ニ於テハ別ニ意見モナイ様デアル。修正ノ結果ヲ呑ミ込ンデ
呉ルモノト見テヨイ。此ノ二点以外ノ修正ニ付テハ別ニ発
言ハナカッタ。

○牧野君
七十九條ノ国民審査制削除ニ対スル政府ノ所見如何。

○金森国務相
政府ノ意見ニ付テハ申上ゲラレナイ。私自身ハ原案ガヨイト思フ。
衆議院デモ意見ガ出タガ、未決ニ終ッタ。

○織田子
二項ガアル為ニ司法権ノ独立ヲ害スル惧ガアルノデハナイカ。選
挙ニ依ル裁判~~権~~官ニ付テハ~~其~~ recall 制ガアルガ、任命ニ~~[illegible]~~依ル

貴族院

裁判~~權~~官ニ付テ recall 制ヲ削除スルモ弊害ハナイ。ソノ代リ任
ハヨクナイ。~~全~~ recall
命ニ付国会ノ同意ヲ要スルトノ意見ガオアルガ政府ノ所見如何。

○金森国務相

象議院デモ裁判~~權~~官ガ国民ノ顔色ヲ見テ裁判スル事ハヨクナイカラ削除シタラドウカトイフ意見ガアッタ。北君ハ選挙訴訟ト之トヲ削レトイフ意見ヲ強リ主張シタガ、結局選挙訴訟ヲ削ル事デ納ッタ。之カラノ最高裁判所ノ裁判官ハ単ナル裁判官ニ非ズシテ立法者デアル。裁判官ノ立法權トイフ思想ヲ追フモノデアリ国会ノ立法權ニ対シテ国民ガ controll ヲ有スルト同ジク国民ガアル程度裁判官ヲ controll スル手段ガナケレバ国家意思ノ統一ガ保タレズ、立憲主義ノ根本原則ト国家意思ノ統一ヲ結ビ付ケル方法ガナイ。ソコデ実際ニハ余リ実効ノナイ referendum デ統一セントシテ本制度ヲ設ケラレタ。此ノ趣旨ガ十分理解サレテ居ナイノデハナイカ。十年目ニ referendum ヲヤッテモサウ荒ッポイ結果ヲ生ズル事モナイダラウシ、又十年古モシッコク憎マレテ居ル裁判官ナルモノハ理窟抜キニシテ辞メテ貰ッテヨイノデハナイカ。

新憲法ハ現在ノ如ク反対ノ判決ニ対シテモ印ヲ押ス様ナ事デナク、判決ノ作ラレル過程ヲ国民ニ自明ラカニシ賛成、反対ヲ明ラカニセントスルモノデアル。recall 制ハ陪審制ト共ニ一ツノ新シイ英米法ノ行キ方ヲトッテ居ルノデ recall 制ヲヤメルト此ノ行キ方ノ根本ガ崩レルノデハナイカ。本憲法ノ依テ立ツ基本原理ハ humanism デアリ個性ノ尊重デアル。世ノ中ニ個々ノ国民ノ意思ニ基カナイ役人ノ居ル事ハ本憲法ノ嫌フ所デアリ、此ノツナギヲナスノガ、実際ニハ実效ノナイ recall 制デアル。問題ハ之ガ有~~害~~害デアルヤ否ヤデアル。

○高柳君

貴族院

○金森国務相

裁判官ヲ石ヤ瓦ノ様ニ封鎖シテ了フ事ハ正シイ行キ方デハアルマイ。裁判官ヲ辞メサセル方法ガナイトスル事ト、却ツテ裁判官ヲ排除スル為ニRoosevelt ノ如ク法律ヲ以テ裁判官ノ定員ヲ増減スルトイフ立法権ノ横暴ヲ来ス事ハナイカ。原案下ニ於テ法律ヲイヂツタトスレバ十年毎ニrecall制ガアルノニ、斯ル法律ヲイヂル事ハケシカラヌデハナイカト云フ非難ガ生ズルモノト思フ。第三條ノ規定ハフーイマノーデアツテ、何處マデガ公益ノ枠内ニアルヤハ裁判所ノ判決デ決メラレル外ハナイ。米国デハ法律ノ千分ノ二、五$\frac{25}{10000}$~~%~~ガ違憲判決ヲセラレテ居ル。日本デモ相当程度違憲判決ガアルモノト予想セラレルノデ裁判官ノ地位ニ対シ絶対ニ動カシ得ナイモノトスル事ハ却テ弊害ガアラウ。削除ニ付テハ之ニ代ルベキヨイ方~~法~~策ガナケレバ絶対ニ同意スル事ハ出来ナイ。

○織田子

任命ニ於テ国会ノ同意ヲ要スル事トシテハ如何。

○金森国務相

スルト益々裁判官ヲ国会ニ隷属セシメル事ニナル。

○青柳君

米国ノ法曹協会デモ任期ヲツケル事及国民審査制トスル事ハ司法権ノ独立ヲ害スルトノ意見ガ強イ。

○金森国務相

裁判官ノ立場ヲ代~~表~~弁スル主張ハ一應分ルガ、民主制ガ正シイトスレバドコカニ結ビツキヲ求メル事ハ必要デアリ民主制下ニ於テハ国民ニ求メルノガ正シイノデハナイカ。実際ニハ国民審査ニヒツカカツテ罷免サレル裁判官ハナイデアラウシ理論的満足トイフ丈ノ

場合ノ事ノ規定トシテ国民審査~~[illegible]~~ノ制ハ適当ナモノデ
アラウ。
recall 制ヲ封鎖サレテ了フト身分保障ノ積弊ガ築キ
上ゲラレタトキハ荒療治ニヨルカ又ハ憲法改正ヲスル外ナクナツテ了フ

○山田君
公務員ノ任免權ガ究局的ニ国民ニアリトスレバ裁判官ニ対スル
最後ノ統制手段タル referendum 制を奪ヒ去ル事ハドウデアラウカ。

○金森国務相
国民ニ背景ヲ持タナイ者ノ立場ハ~~[illegible]~~弱イト云フ立場デ本憲法ハ
来テ居ル。

○飯田男
国会ニ於ケル多数派ノ横暴ヲ制スル最後ノ切リ符ガナイノデハナイカ。

○金森国務相
多数党ノ横暴ヲ制御スル方法ハ結局ハナイ。唯議会ニ於テ多数
派ガ横暴ニ振舞ツテモ国民ヲ~~[illegible]~~聰明ニシテオケバ民主政治トシテ
望ミ得ベキ解決ガ得ラレルデアラウ。ソレコソ政治教育ヲ普及セ
シメ言論ヲ自由ニシ、又行政機構ニ妥当ナ範囲内ノ安定性ヲ
与ヘルナラバ巧ク行クデアラウ。

○高柳君
civilian ヲ裏カラ「軍人でない者であることを要する」トスル事ダケ
ニシテハ如何。

○委員長
前文ヲ議題ニ供スル。

○牧野君
牧野案ヲ朗読（ワレラ日本国民ハ、正当ニ選挙サレタ国会ニ、
オケル、代表者ヲ通ジテ、ココニ、主權ガ国民ニ存スルコトヲ宣言シ、
ワガ憲法ヲ改正スル。
~~[illegible]~~我等ハ我等ト我等ノ

子孫ノタメニ諸国民トノ協和ニヨル成果トワガ国全土ニワタツテ自由ノモタラス恵澤ヲ確保シ政府ノ行為ニヨツテ再ビ戦争ノ惨禍ガ発生スルコトノナイヤウニスルコトヲ決意スル。ソモソモ国政ハ国民ノ厳粛ナ信託ニヨルモノデアリ、ソノ権威ハ国民ニ由来スルノデアル。国民ノ代表者ガソノ権能ヲ行ヒ、国民ガソノ福利ヲ受ケル。コレハ人類ニ共通ナ原理デアツテ、コノ憲法ハカカル原理ニ基クモノデアル。ワレラハ、ソノ憲法ニヨツテコレニ反スル一切ノ法令及ビ勅令ヲ排除スル。　我等日本国民ハ恒久ノ平和ヲ念願シ、人間相互ノ関係ヲ支配スル高遠ナ理想ガ人類ヲ指導シ鼓舞シツツアルコトヲ深ク自覚スルノデアツテ、我等ノ安全ト生存トヲアゲテ、平和ヲ愛スル諸国民ガ公正ト信義トスルトコロニ委ネル。我等ハ国際社会ガ平和ヲ維持シ、専制ト隷属テ、ユタ、圧抑ト頑迷ヲ地上カラ永遠ニ除去セシヨウト努メテヰル間ニ伍シテ名誉アル地位ヲ占メタイ。我等ハオヨソ地上ニアル人人ガスベテヒトシク恐怖ト欠乏カラ免カレ、平和ト安全ノウチニ生活スル権利ヲ有スル意ヲ固ク信ズル。人ハ各々個人トシテ尊重セラレ、相共ニソノ地位ト職能ニ従ツテ公共ノ福祉ニ奉仕セネバナラヌシ、国ハ、国政上及社会的正義ヲ普ネカラシメ、国民ノ生活ヲ衡平ニシ豊富ナラセネバナラヌ。同時ニ我等ハ次代ノタメニ全力ヲ尽クシ、我等ノ福祉ヲ精神的ニモユタカナラシメル意ニヨツテ、進ンデ国際社会ニ対シ寄与スルトコロガアルヤウニ深ク期スル。我等ハイヅレノ国民モ自国ニ対シテノミ責任ヲ負フモノデナク、政治道徳ノ諸法則ハ普遍的ナモノデアツテ、ソノ諸法則ニ従フコトハ、自国ノ主権ヲ保持シ、他国ト対等ノ関係ニ立タウトスル国民ノ責務デアルコトヲ信ズル。

我等日本国民ハ国家ノ名誉ニカケ、全力ヲアゲテコノ遠大崇高

貴族院

ナ目的ヲ達成スルコトヲ~~[illegible]~~誓フ。

○田所君、

第三段目ノ牧野独自ノ~~[illegible]~~案ヲ加ヘル事ハ困難デアラウ、原案ノ範囲内ニ於テ改善スル外明甘ハナイデアラう。

○松村君

英文ハ国会ヲ通ジテデナケレバ国民ハ主権ガ国民ニ存スル事ヲ宣言出来ナイトナツテ居ルカ。

○高柳君

然主権ガ国民ニ存スル事ヲ国会ニ於ケル代表者ヲ通ジテ宣言スルノ意ナリ。~~英文~~

英文デハ do ordain ~~ト~~ do proclaim トガ determine ニカヽルガ牧野案ハ之ヲ切離スカ。

○牧野君

然リ。

貴族院

○北村君

日本語ノ原案デハ国民ガ直接ニ宣言スルノデハナイカ。

牧野君

然リ

○高柳君

第三項ハ　前文ニ付テハ英文ハ変ヘテナラヌ。従　英文ノ意味ヲ益々ハッキリ為ル

為ノ修正ナラ構ハヌトノコトデアリ。

○山田君

英文ニ忠実ナラシメントスルナラ高柳案ヲ中心トスル外ナシ、又今ソレ以外ニ

ノコトハ出来ナイト思フ。

○委員長

ソノ意味ニ於テ大進ト願ヒタイ。（大体異議ナシ）

○松本君

修正案ト原案トハ可ナリ開キガアルガ、衆議院ガ右ノヤウナ考ヘナレバ

ナラヌカラ衆議院修正案ヲ元トシテヤルベキデハナイカ。

○宮沢君

英文ト比ベテ最少限度ドウシテモ修正セネバナラヌ所ハドコカ。

○高柳君

私ノ案ハソノ程度ノ修正ニ止メタ。

○山田君

衆議院ノ各派交渉委員ト非公式ニ話合ツテ見テ、通ラヌトイフナラ止メテハ

如何。

○第一次修正試案

「われら日本国民は、正当に選挙された国会に於ける代表者を通じて、われら

とわれらの子孫の為めに、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたる

自由の恵沢を確保し、政府の行動によつて再び戦争の惨禍が起ることのない

やうに決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来
し、その権能は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受
する。これは普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くもので
あつて、われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除し、廃止する。
われら日本国民は永遠の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高
理想を深く自覚するものであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に
信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を
維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる。
国際社会において名誉ある地位を占めたい。われらは全世界の国民がひとしく
恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
われらはいづれの国民も、自国に対してのみ責任を負ふものでなく、政治道徳
の諸法則は、普遍的なものであつて、この法則に従ふことは、自国の主権を維持
し、他国と対等の関係に立たうとする国民の責務であると信ずる。
われら日本国民は国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な原理と
目的を達成することを誓ふ。

憲法改正案特別委員会小委員会筆記要旨（第三回）　十月一日

○委員長

前文ヲ議題ニ供シ、昨日ノ修正ノ結果ヲ、事務局ニ於テ整理シタカラ、之ニ付テ更ニ審議セラレタイ

○川村君

第一節中ノ「起[illegible]」デハ言葉ガ足ラナイノデハナイカ

○田所君

「起ることのないやうにすることを決意し」トシテハ如何

○織田子

「起らないやうに決意し」トシテハ如何

○牧野君

「起らないやうに決意し」デハ主語ノ「政府」ヲ「国会」ニ替ヘルコトニ依ツテ意見（味）ガ反対ニナル。文法的ニハ「起ることのないやうにすることを決意し」ガ正シイ

○宮沢君

「起らないやうに決意し」ハ今日デハ普通ノ日本語ニナツテ居テ意味ヲ間違ヘラレルコトハナイ。「起ることのないやうにし（することを決意）」デハ法文トシテ冗長デアルカラ「起らないやうに決意し」デ差支ヘナイ。

○織田子

「起ることのないやうにすることを決意し」ノ方ガ断呼タル決意ノ感ジガ強イ、

○委員長

折角修正スルナラ牧野案ノ様ニ正シク「起ることのないやうにすることを決意し」トスルコトニ略意見ガ一致シテ居ル様デアル。

（決定）

国立国会図書館　水野直関係文書 56
挟み込み物

憲法改正案特別委員会小委員会筆記要旨（第三回）　十月一日

○委員長

前文ヲ議題ニ供スル　昨日ノ修正ノ結果ヲ、事務局ニ於テ整理シタルヲ、之ニ付テ更ニ審議セラレタイ

○川村君

第一節中ノ「起ることのないやうに決意し」デハ言葉ガ足ラナイノデハナイカ

○田所君

「起ることのないやうにすることを決意し」トシテハ如何

○織田子

「起らないやうに決意し」トシテハ如何

○牧野君

「起らないやうに決意し」デハ主語ノ「政府」ヲ「国会」ニ替ヘルコトニ依ッテ意味ガ反対ニナル。文法的ニハ「起ることのないやうにすることを決意し」ガ正シイ

○宮沢君

「起らないやうに決意し」ハ今日デハ普通ノ日本語ニナッテ居テ意味ヲ間違ヘラルコトハナイ。「起ることのないやうにし（することを決意）」デハ法文トシテハ冗長デアルカラ「起らないやうに決意し」デ差支ヘナイ。

○織田子

「起ることのないやうにすることを決意し」ノ方ガ断呼タル決意ノ感ジガ強イ。

○委員長

折角修正スルナラ牧野案ノ様ニ正シク「起ることのないやうにすることを決意し」トスルコトニ略意見ガ一致シテ居ル様デアル。

（決定）

貴族院

○山田君

「起る」ヲ原案ノ「発生する」ニ戻シテハ如何

○吉柳君

英文ヨリスレバ「起る」ノ方ガ宜イ

○牧野君

「権威」ハ吉柳案ノ「権力」トスル方ガ正シイガ、日本文トシテハ「権威」
トスルガヨイ

○吉柳君

「権力」ガ正シイ訳デアルガ少数デ破レルデアレバ仕方ガナイ

○宮沢君

「権威」デモ文章トシテヨイト考ヘル

○委員長

ソレデハ原案通リ「権威」トスル

（決定）

○川村君

一行目ノ「行動シ」ハ残シテモヨクハナイカ。国民ガ直接ニ「決意シ」、「宣
言する」意味デハナイカ

○松本君

英ニ acting トアルガ日本語トシテハ「行動シ」ガナクテモ「確保シ」「決
意シ」「確定シ」「宣言シ」ハ国会ヲ通ジテトイフ意味デアル

○牧野君

「行動シ」ヲ入レルト日本文トシテノ修辞上面白クナイ

○織田子

「行動シ」ヲ入レルト国民ガ国会ヲ通ジテ行動スル意味ニトレル

○牧野君

「行動シ」ガナクテモ、其ノ意味デアル、ソノ気持ガ英文ノ acting ニヨ

ヲ現ハシテ居ル。

○下條君

「行動」ガアレバ国民ハスベテ国会ヲ通ジテデナケレバナラヌ「確保」「決意」「宣言」「確定スル」ハ其ノ例示的ナモノト解シタ方ガ宜クハナイカ、又衆議院ノ修正ハナルベク尊重シタイ

○宮沢君

ヨイ日本文トスルコトモ大事ダガ余程已ムヲ得ナイモノハ別トシテ衆議院ノ意見ハナルベク尊重スベキデアラウ

（賛意ヲ表スル者多シ）

○高木君

国民ガ「決意」スル~~[illegible]~~モノデ、「宣言」シ「確定スル」ハ国会ヲ通ジテナストイフ意味ト解スル

○高柳君

高木君ノ意見ニ同感デアル。

○田所君

文章ハ拙イガ安全弁トシテ入レタ方ガヨイ

○浅井君

賛成

○委員長

ソレデハ「行動シ」ヲ生カス

（決定）

○牧野君

「政府の行動」デハ「行動」ガ重ナルノデ政府原案ノ「政府の行為」ニ戻ス方ガヨイ

○田所君

賛成

（他ニモ賛成者多シ）

○委員長

「政府の行為」ニ戻スコトトスル

（決定）

○宮沢君

「権力」ハ訳トシテハ高柳君ノ云ハレル如ク「権能」ガ正シイガ government by the people ノ場合ノ日本語トシテハ「権力」ノ方ガ分リ易イカラ原案ノママデ差支ヘナイ。（賛成者多シ）

○委員長

「権力」ニ戻スコトトスル

（決定）

○川村君

次行ノ「人類」ハドウスルカ

○牧野君

英文ニナイ「人類普遍」デハ日本語トシテノ体ヲナサナイ。

○織田子

残シテハ忍ベナイモノカ

（原案ヲ生カストノ意見多シ）

○委員長

「人類」ヲ生カスコトトスル

（決定）

○織田子

「永遠の平和を念願し」ヨリモ「常に平和を念願し」ノ方ガ誤訳デアルコトハ認メルガ、之ハ又別ノ意味ヲ持チ、日本人ニ適合シテ居ルノデ、障リノナイコトダシ、衆議院ノ意見ヲ尊重シタイ。

○宮沢君

訳トシテハ「永遠」ガ正シイガ「常ニ」デ意味ガ通ルカラ原案ノマヽデヨ
イ、

○川村君
英文トシテモ「常ニ」ノ意味デハナイカ

○高柳君
英文ノ for all ~~[illegible]~~ times ハ peace ノ形容詞デアルカラ「恒久の平
和」ノ意味デアル、

○牧野君
二頁一行目ニモ「永遠」ガアルカラ、コヽデハ「恒久の」トシテ見タ

○委員長
「常に恒久の平和を」ト折衷シテハ如何

○下條君
「常に」ト「恒久の」ハ意味ガ違フ、

○高木君
訳トシテハ「恒久の」デアル

○浅野侯
○田所君 } 「恒久の平和」トシタイ

（賛成者多シ）

○委員長
ソレデハ「恒久の平和」ト決定

○織田子
「われら日本国民」ト直スコトハドウデアラウカ、欽定憲法改正トシ
テハ一寸ヲカシイコトハナイカ

○牧野君
文法的ニハアツタ方ガ正シイ、「日本国民」ト三人称デ始マツテ、何
時ノ間ニカ「われら」ト一人称複数ニ変ルノハヲカシイ、

貴族院

○宮沢君
今日ノ日本語トシテハ、人称ノ変化ヲ許サレテ居リ、之ガ普通ノ日本語ニナツテヰルノデハナイカ

○高柳君
第一節冒頭ノ「われら日本国民」トスルトヨリデモクラテイツクニ聞エル
翻訳ノ際ニワガト「われら」ヲボヤカシタノデハナイカ

○委員長
第一節、第二節、第四節冒頭ノ「われら日本国民」ハ「日本国民」ニ復スル

（異議ナシ）

第三節ハ全部衆議院修正案ニ復ス

○織田子
第三節目ノ「諸法則」ノ「諸」ヲトツテシマツテハ如何

（賛成ト云フ者アリ）

○牧野君
「対等の」ノ「の」字ハ「人類」ヲ許スナラバ入レナクテモヨイノデハナイカ

○宮沢君
原文ノママデヨイ

○委員長
原文通リトスル

（決定）

○松本君
「各国」ヲ「国民」トシタノハ

○牧野君
英文デハ people ニナツテヰル

○高木君

一字一句ヲ離レレバ原案ノ方ガヨイ

○高柳君

国民ヲ主体トスベキデアル

○浅井君

「自国民に対してのみ責任ヲ負ふものでなく」デハ何ノ意味ダカ一般国民ニ分ラナイカラ、英文トハ離レルガ原案ノ方ガ宜イ

○松本君

本憲法ハ大体英文ニ忠実デアルガ、本節ダケハ相当思ヒ切ッテ意訳シテ居ル様デアリ、原案ノ方ガヨイ．

○織田子

原案ノ方ガヨイ

○牧野君

第三節ハ原案ニ戻スカ「普遍的なものであると信ずる」ハ原案

第一節中ノ用例ニ従ッテ「普遍的なものであつて」トシテハ

（賛成者多シ）

○委員長

第三節ハ原案ニ戻シ二行目ハ「普遍的なものであつて」トスル

（決定）

○織田子

ソレデハ念ノ為前文全体ヲモウ一度朗読サレタイ

貴族院

○委員長

十五條、又六十六條ヲ議題ニ供スル。

○織田子

十五條三項トシテ「公務員選挙については、成年者による普通選挙を保障する」ヲ挿入スル。六十六條ニ付テ、Civilian ヲ武断的ノ人ニ対照シテ文治ヲ理想トスル人ヲイフ、ト定義シテ、此ノ定義カラカカツテハ如何。

○高柳君

ソレハ向フノ意味スルモノデハナイ。

○牧野君

定義ニ拘泥シナイデ「文民」トシテハ如何。

（大体賛成者多数）

○織田子

スルト六十六條二項トシテ「内閣総理大臣その他の国務大臣は文民でなければならない」ヲ追加スル事トナル。

貴族院

○下條君

衆議院トシテモG・H・Q・カラ申入レガアリシトテ、之ヲ断ツタ位ダカラ私ハ斯ル修正ヲスル必要ハナイト思フ。

○織田子

金森案ノ如ク、武官ノ職歴ヲ有スル者ガナレナイトスルト若イ少中尉級マデ拘ラレテハ困ルカラ賛成出来ナイガ、又「文民」トスレバ斯ル者ハ含マレナイ事トナルベク、又「文民」ナリヤ否ヤハ総理ノ場合ハ国会ガ認定シ、国務大臣ノ場合ハ総理ガ認定スル事トナラウカラ支障ハナイデハナイカ。

○下條君

将来ノ国民ヲ大イニ束縛スル様ナ修正ニ対シテハ賛成ヲ留保シタイ。

○織田子

ソコデ「文民」トハ文化又ハ法律ヲ以テ治メル者ヲイフ」ト定義スレバヨイ。

○山田君

憲法ニ入レズニ内閣法ニ譲ル事ハ出来ナイモノカ。

○青木君

此ノ問題ヲ扱フニ付テハ、最後ノ段階ニ至ッテ突如トシテ斯ル修正ガ憲法ニ何故入ッタカハ一般ノ公然ノ秘密トシテ問題ニナラナケレバナラナイモノト思フ。スルト貴族院ガ外部ノ要求ニ依ッテ修正シタ事ニナルト之ガ自由ニ審議サレタ憲法デアルトイフ事実ヲ傷ケル事ニナル。ソコデ斯ル不必要ナ規定挿入ノ要求ヲ貴族院トシテハ拒ンデ宜イデハナイカ。

○織田子

之ヲ拒ム事ニ依ッテ国家ガ大キナ損害ヲ来スヨリモ、ココデ之ヲ呑ンダ方ガヨクハナイカ。

○田所君

吾々ノ本意ハ此ノ憲法ヲ初メカラ全部オ断リシタイ所デアルガ、ソレハトテモ出来ルコトデハナイ。

○青木君

之ガ国際的ニサウ大キナ問題トナル筈ハナイ、又之ヲ拒ムコトニ依テサウ国家ニ対シテ大キナ損害ヲ来ス事ハナイト思フ。

○織田子

スルトモウ一度政府ヲ通ジテ貴族院ニハ異論ガアルカラ要求ヲ撤回スル訳ニハ行カヌカトイフ事ヲ接衝スベキデアル。

○田所君

サウスルト会期延長トナリ法案成立ヲ遷延セシメル責任ヲ負ハ

貴族院

ナケレバナラナイカラ、不本意ナガラ呑ンデ成立サセテハ如何。

○宮沢君

高木君ノ意見ハ一応御尤モダガ、憲法全体ガ自発的ニ出来テ居ルモノデナイ、指令サレテ居ル事実ハヤガテ一般ニ知レル事ト思フ。重大ナ事ヲ失ツタ後デ此処デ頑張ツタ所デサウ得ル所ハナク、多少トモ自主性ヲ以テヤツタトイフ自己偽瞞ニスギナイカラ、織田子ニ大体賛成。

○高木君

ソレナラバ議会デ審議セヌ方ガムシロ宜カツタ。審議ヲスル以上ハ自由ナ立場ニ於テ審議スル建前ヲトリタイ。

○川村君

本憲法ヲ成立サセル心持デ出来ルダケノ努力ヲシテ見ル外ハナイト思フ。

○飯田男

之ヨリ更ニ重大ナ欠陥ガアルノヲ残シテ之ダケ修正スル事ハ貴族院トシテハ面白クナイ。他ノ修正スベキ所ガアルノニ、修正ヲ遠慮シテ居ルノハドウカ。

○委員長

実ノアル様ナモノガ容レラレナイカラコソ、斯ル修正ヲ押シ付ケラレルノデアルカラ、御異存ノアル事ハ当然デアル。満場一致デ之ヲ通ス事ハ不可能デアラウ。

○松本君

吾々ハ何レモ満足シテ居ナイガ、占領下ニ於テ押付ケラレタモノダカラ不満足ダガ、高木君ノ様ニ根本的ニブツカツテハ事ヲ礁ニ乗上ゲテ了フ。gesture トシテ貴族院ノ立場トシテ直グニ修正要求ヲ引受ケナイデ大イニ政府ヲ鞭韃スル事トシテハ如何

○下條君

衆議院ノ場合ニモ初メ政府ハ一、二点シカ修正出来ナイト云フ事ダッタガ、ヤッテ見ルト案外相当修正出来タ。此方モヤルダケヤッテ見ルベキデアル。

○松本君

之レ程重大ナコトヲホイットニートケーディスガ理由モ云ハズニ吉田総理ニ申出ル筈ハナイ、又理由モ聞カナイデ之ヲ受ケル筈ハナイカラ、総理ニ出席ヲ求メテ説明ヲキキタイ。

○委員長

総理ノ出席ヲ求ムル事ニスル。

○休憩　午後〇時二十四分

○再開　午後一時四〇分

○委員長

七十九條ヲ議題ニ供スル。

○霜山君

二、三、四項ヲ削リッ放シニシテイタダキタイ。

○浅野侯

後段ハ「但シ法律の定める年令に達した時には退官する」トシテハ如何。

○霜山君

「但シ書」ヲ入レルト長タル裁判官ガ入ラナクナッテ了フカライケナイ。

○山田君

七十九條ハ全部原案ノママニシテイタダキタイ。

○高柳君

一応削リッ放シデヨイ。

○委員長

ソレデハ削リツ放シトシ、第五項ガ第二項トナリ、第六項ガ第三項トナル事ニ決定。

○田所君

停年制ヲ設ケル必要ハナイカ。

○霜山君

ソノ必要ハナイデアラウ。

○高柳君

停年制デ憲法デ入レルベキヤ否ハ、疑問デアル。斯ル機械的ナ方法ヨリモ一定ノ年限迄勤メレバ辞任シタ後モ現職ノ時ト略同額ノ報酬ヲ受ケル様ナ制度ヲ設ケ得ルナラ、何時マデモカヂリツク事ハナイカラ停年制ヲ設ケル要ハナクナルデアラウ。

○委員長

四十三條ヲ議題ニ供スル。

○下條君

下條案ヲ概説ス。コレマデノ諸案ヲ取捨選択シタモノデアル。

○川村君

定員ヲ三〇〇人トシ甲種議員ト乙種議員ト半々トスル事ハ略決ツタ考ヘデアルカラ、下條案ニ於テ二分ト一分トノ割合トシタ理由如何。

○下條君

中心ハ勅選的ナモノニオキ、之ニ地方議員的ナモノヲ加ヘル建前トシタイ。此ノ点政府ハ間違ツテ居ル。

○田所君

田所案ヲ概説ス。選挙人ハ推セン候補以外ノ者ヲ選挙シテモヨイトスル事ガ下條案ト異ル所。民主的要求ニ応ズル為入レタガ実際ニハ斯ル者ハ余リ当選シナイデアラウ。

○織田子

下條案ニ付半數改選トスルカラ、第一種、第二種議員ヲ夫々偶數ニスル要ハナイカ。

○下條君

一応ノ案デアルカラ、才説ノ事ハ結構デアル。

○松本君

田所君ノハ立候補ヲ認メルカ。例ヘバ選定委員ノ手ヲ経ナイデ一〇〇〇人トカ五〇〇人ノ者ガ一団トナツテ或候補者ヲ推薦スル事ヲ認メルカ。

○田所君

認メル。

○浅井君

両案トモ政府、衆議院、又G・H・Qノ同意ガ得ラレルカ。

● 推セン制度ハ立候補ノ自由ヲ害スルトG・H・Qト云ツテ居ル。

○松本君

立候補制ト推セン制トハ両立シ得ルモノト思フ。甲種ニ属スルモノハ立候補制トシ乙種ノモノハ全部推セン制トスル。推セン団体ヲドウスルカガ問題デアラウ。

○浅井君

或官職ニ在ル者ヲ推セン機関トスル事ヲ法律ニ書キ得ルデアラウカ。

○山田君

臨時法制調査会デノ話デハ総理又ハ国務大臣ガ推セン機関ニ加ハル事ニハ先方ハ反対ダトイフ事デアル。

○川村君

衆議院議員又参議院議員ガ推センスルトスル事ハ面白クナイカラ、

実行上ノ問題トシテ衆、参院議員タル個人ガ何人カ寄ッテ推センスル事トシテハ如何。

○青柳君

佛国ノ新憲法ノ成行キニ付テハG・H・Q・デモ非常ナ干心ヲ持ッテ見守ッテ居ル、佛国デハ職能代表制ヲヤメテ了ッタ様デアル。G・H・Q・ノサル先生ハ政党ヲシテ候補者ヲ選バシタラドウカトイフ事ダッタ。

○飯田男

甲種ハ府県会ヲシテ、乙種ハ国会ノ両院ヲシテ推センセシメ、立候補モ全ク自由ダトシテハ如何。

○書記官長

第三條トシテ参議院議員選挙管理委員会ヲ設ケル案ヲ考ヘテ見タ。管理委員ニハ首相、国務大臣二人、最高裁判所長、両院正議長、衆議院議員、参議院議員。各々七名計二十一名トスル。候補者（立候補者モ、被推セン者モ）ハ三ヶ月前位ニ管理委員会ニ出デル職業、年令、職歴ヲ添ヘル事、職業ハ二十種位ニ分類。委員ガ各候補者ノ順位ヲ決定、投票用紙ニ一応列記、末尾ニ職業ダケノ欄投票用紙ニ全部印刷シ○印ヲ以テ投票セシム。特定ノ第一順位ノ幣原ニ投票シテモヨイシ、又不特定ノ外交官ニ投票スル事モ出来ル、十万票ヲ得タ人ハソノ名簿上ノ順位如何ニ拘ラズ当選トシ、ソレ以上ノ者ハ幣原ヨリ順次ニ移譲、但シ幣原ノ固有ノ得票ガ有效投票ヲ定員デ割ッタ商ノ方ニ満タナイ場合ニハ移譲ヲ受ケル資格ナシ。

G・H・Q・ハ私ノ案ニハ不賛成トノ事ナルモ此ノ度ノ憲法審議ニ於テ参議院ノ存在理由ヲ十分認~~識~~織シタカラ、学識経験者ヲ参議院ニ入レル事ニハ異存ハナイシ、又一院制ニサレ

テアフ心配ハモラナイ

○山田君

地方代表ヲ一五〇名トスルト東京八名北海道六名位トナリ、多スギル様ニ思フ。　又学識経験者モ比重カラ云フト一五〇名ハ多スギル。

幣原氏モG・H・Qモ三〇〇人デハ多スギルトノ意見ノ様デアル。

○浅井君

併シ一案モ推センスル機関ヲ設ケル事ニ重点ガアルガ、詮衡機関ヲ設ケル事ハ民主主義ニ反スルシ又、新憲法ノ趣旨トスル立候補ノ自由ヲ害スルノデ此ノ重点トスル所ガ認メラレルモノデアラウカ。

田所君案ハ四十三條ノ枠ヲ外ス違法デアルカ。

○田所君

外サナイ。G・H・Q・モ二院制ノ本質ニ付了解シカケテ来タ様デアルカラ一応試ミテ見ルベキデアル

○織田子

織田案ヲ示ス

○[redacted]君

○川村君

織田案ニヨ依レバ推薦機関ヲドウシテ法律ニ書クカ。

○織田子

規定シナイデ実際ノ運用ニ任セル方ガヨイ。

○宮沢君

斯様ナ参議院議員選挙法ノ大綱カラ判断シテ四十三條ノ枠ヲ取外サズデ済ムカ、又ハ四十三條ハドウシテモ枠ヲ外サネバナラヌカノ点ヲ論議スベキデハナイノカ。

○松本君

下條案ノ乙種ハ制限連記ニシナイト適当ナ人ガ得ラレナイノデハナイカ。單記ニスルト東京ナラ東京デハ特定ノ数人ニ集中シテシマツテ全国的ニ散票ヲ集メテ当選スル事ガ出来ナクナル。

○浅井君

[illegible]私ハ法制調査会ニ於テ、アイルランドデ行ハレテ居ル如ク投票用紙ニ候補者名ヲ全部印刷シ、有権者ヲシテ不必要ナ者ノ氏名ヲ消サセルト云フ方法ヲ取ラスト松本君ノ惧レル重事ガ生ズルノデハナイカトイフ案ヲ出シタガ、ドウモ認メラレナイ様デアル。

○山田君

四十三條ノ枠内ニ於テ以上ノ諸案ヲ出来ルダケ運用上ニ於テ活カシテ行ク外ハアルマイカ。

○織田子

四十三條ヲ動カサナイデ、以上ノ諸案ヲドシ〳〵押シテ運営ニ於テ実行シテ行ク、裁判所ノ違憲判決ガアルマデハ之デ行クベキデハナイカ。

○松本君

細イ機技術的問題ハ別トシテ此等ノ諸案ニ依テ学識経験者ハ出セルト了解シテ四十三條ニ觸レナイトスル外ハナイ。

貴族院

○委員長

後デ小委員会ノ結末ヲ速記ニ止メル事トシタイ。

○山田君

~~修~~條約批准ト修正スルト大権ヲ増スカラト大河内子及ビ政府ハ反対サレルガ、批准トシテモ天皇ノ大権ヲ実質的ニハ増加スル事ハナイガ、形式ニ於テハ重大デアル。大公使ヲ内閣ガ任命シ天皇ガ認証スルトスルト天皇ヲ代表スルモノデハナイトノ扱ヒヲ受ケル惧アリ。天皇ノ任命トシテ大公使ガ天皇ノ ~~dign~~ dignity ヲ代表スルモノトシテ遇セラレル様ニシタイ。

批准ニ付テモ同様ニシテ天皇ガ内閣ノ批准書ヲ認証スルトシテモ天皇ガ批准スルトシテモ、天皇ノ責任ハ同ジデアル。G.H.Qデモ天皇ノ批准ノ大公使ノ任命ト修正スル事ニ同意シテ呉レテ居ル。特赦減刑ヲ大権トスル事ニモG.H.Qハ同意ニシテ、吉田首相ニモ此ノ旨ヲ通知シテ居ル。衆議院モ同意スルト思フガ、同意シナイ場合ナラバ衆議院ノ意向ニ従ッテ構ハヌカラ、世界ニ例ノナイ新形式ヲ決メルヨリヨ、従来ノ形式ニ復スルト云フ修正ヲ一応試ミテ欲シイ。外国ニ対シテ其ノ国家ヲ代表スル者デナケレバ條約ヲ批准ハ出来ナイ。之ヲ無理ニ内閣デ批准シ天皇ガ認証スルモノトセントスルカラ、総理トシテハ僭越デアリ、大義名分ヲ乱ストノ非難ヲ受ケル事ノナイ様ニシタイ。殊ニ本憲法ハ一旦成立スレバ之ヲ改正スル事ハ非常ニ困難ナ事デアルカラ是非此ノ際修正シタイ。最初ハ第一~~條~~章ハ一字一句モ動カセナイトノ事ダツタガ、

其ノ後議長官舎ニ於テ議長等ト先方ト色々話合ヒ又其ノ後高柳君等ガ三度先方ト会ツタ結果、サウ云フ事情ナラバ修正シテモヨイト云フコトデアツタ。

○浅井君

大使、公使ヲ天皇ノ任命トスルト国務大臣モ天皇ノ任命トシタイト云フコトニナツテ新憲法ノ趣旨トスル所ガ際限ナク破ラレテ了フコトハナイカ。

○山田君

修正案文ハ七条五号ヲ「国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免を認証すること」

七条六号ヲ「大赦、特赦及び復権を行ふこと」

七条八号ヲ「国会の承認を経て内閣が締結した条約を批准し及び法律の

中 定めるその外交文書を認証すること」

ト改メ 七条九号ニ「内閣の指名に基いて大使公使及び全権委員を任命すること」

ヲ追加シ 七条九号ヲ一〇号ニ、同一〇号ヲ十一号ニ改ムルコトトスレバ宜イ。

○浅井君

大公使ヲ天皇任命トシタラ外相ヲ天皇任命トシナイコトハ権衡ヲ失スルコトハナイカ。

○山田君

国務大臣モ全部天皇ノ任命トシタイガ、今日ソレハ到底認メラレナイカラ、此ノ程度ニ止メル。

○高柳君

条文ハG.H.Q.ト打合セテ出来上ツタ文句デアル。G.H.Q.モ斯ル修正ナラバ結構デアリ、先方デモ十分議ヲ練ツタ後ニソレデヨイト決定シタトノコトデアル。G.H.Q.ハ天皇制ヲ認メルナラバ天皇ノdignityヲ認メナケレバナラヌ。但シ天皇ハスツカリ政治勢力カラ遮断サレナケレバナラヌ。此ノ二ツノ条件カラ規定スルコトガ必要デアルトノ前提ノ下ニ以上ノ条文ナラバヨイト云フコトデアツタ。

○宮沢君

本憲法ノ建前カラ云ツテ此ノ修正ハ問題デアル。批准ヲ認証セントスルコトニ意義アリトスルナラバ修正ハ憲法ノ建前ヲ壊スモノデアリ、又誤解ヲ招ク惧アリ。浅井君ノ

意見モアリ、法律ノ裁可ト権衡ヲ失スル。又新憲法ノマヽデモ国際法デハ始終新例ガ出来テ居ルカラ、一寸モ支障ハナイ様デアルカラ修正ニ反対。

○山田君

外国ヘノ使臣ノ肩身ヲ狭クセシムルコトハトルベキコトデハナイカラ国際上支障ナシト云フコトハ出来ナイ。国内法上支障ナラバ我慢スルガ国際上ノ支障ハ我慢スル訳ニハ行カナイ。

○牧野君

瑞西デハ委員長ガ批准スル、本憲法ハソレニ似タ形デハナイカ。

○高柳君

G.H.Q.デハソ聯ノ反対ヲ心配シテ居タガ、此方カラソ聯デスラ政治力ノナイ最高幹部会議長ガ批准スルコトニナツテ居ルカラ、ソ聯ガ反対スルコトハナイダラウト云ツタラ安心シタト云ツテ居タ。

○織田子

皇室ノ御安泰ヲ図ル為ニハ原案ノ方ガヨイデハナイカ。此ノ点ヲ十分御考慮願ヒタイ。

○山田君

天皇ノ責任ハ認証ノ場合モ批准ノ場合モ同ジク署名セラレルカラ変リハナイ。

○下條君

法律案ノ場合ニ付両院協議会ノ制度ヲ憲法上ニ設ケルベキデアル。今衆議院ガ反対スルナラバ国会法デ規定セントスルトキニモ反対スルダラウカラ、今修正ヲ試ミルベキデアル。

○浅井君

法律案ニ付テハ衆議院ニ非常ナ優越権ヲ認メントスルモノデアルカラ、衆議院ハ斯ル修正ニハ反対ト聞イテ居ル。

○牧野君

最近ノ情報（衆議院官長ノ言）デハ国会法デ斯ル両院協議会ヲ設ケルコトニハ賛成シナイガ、憲法デ規定スルナラ賛成ト云フコトデアル。

○宮沢君

衆議院デハ五十九條ノ解釈カラ法律案ノ場合ニハ両院協議会ノ問題ヲ生ジナイ

シタラウト云フ解釈ガアル様デアル。

○浅井君

最近ノ衆議院ノ　デハ五十九條二項ノ場合ニハ両院協議会ヲ認メザルコトト決メタ。

○牧野君

家族制度ノ原則トシテ「家族生活はこれを尊重する。法律は家族生活の平和及健全の保持の為に制定せねばならぬ。」ヲ二十四條ノ前ニ設ケテイタヾキタイ。

○田所君

二十二條一項ヲ入レル位ナラバ、世ノ誤解ヲサケル為ニモ牧野君ノ家族生活ノコトヲ一條入レテヨイ。

（金森国務相出席）

○下條君

法律案ニ付テモ両院協議会ノ規定ヲ憲法ニ設ケタ方ガヨクハナイカ。コレヲ国会法デ決メルコトハ違憲ニナル惧アリ。

○金森国務相

事実的ナ方針トシテ両院協議会ノ制度ハ設ケル積リデアリ、国会法試案ニモ之ガ入ツテ居ルガ、実質ニ於テハ別ニ異存ハナイガ規定トシテ憲法ニ巧ク入ルカドウカデアル。

○下條君

案アリ。即チ第五十九條二項ヲ「法律案について、衆議院で可とし、参議院でこれと異なる議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは法律となる」ト改メレバ宜イ。

○金森国務相

色々意見ガアルノデ　モウ少シ時間ヲカシテイタヾキタイ。

○下條君

此ノ程度ノ修正ハ認メテイタヾキタイ。

○田所君

○金森国務相

私共ノ考ヘル両院協議会ハ斯ル荒ツポイモノデナク、普通ノ場合ハ現行法ノ如ク両院協議会デ行カントスルモノデ、荒ツポク三分ノ二デ決メテ了ハウトスルモノデハナイ。憲法ノ要求スル三分ノ二ハナカナカ得ラレルモノデハナイ。

○杉本君

六十條二項ニ両院協議会ガアリ乍ラ五十九條ニ規定ガナイカラ現行法ノ如キ説明ガ許サレルカ

○金森国務相

其ノ問題ガアル。

○杉本君

本憲法五十九條ハ両院ノ議決ガ一致シナイ場合ニ普通ノ両院協議会ノ手續ニ行カズニ、直チニ才二項ノ三分ノ二デ行カウトスルモノデアルカ。

○金森国務相

憲法ハサウ云フ建前デアルガ、例ヘバ数字的不一致ガ存スル程度ノ場合ハ現行法ノ協議会制度デ行キタイガ、之ヲ憲法ニ規定スルトスレバ如何ニスベキヤノ考ヘサセテイタダキタイ。

（首相出席）

○織田子

六十六條ニ付テノ注文ハ木ニ竹ヲツイダ様ナモノデアル。之ヲ返上出来ルモノナラバ返上シタイ。G.H.Q. カラ要求シテ来タ事情ヲ承リタイ。

○吉田首相

此ノ前ノ原文ニモアツタモノヲ一度撤回サシタ。九月二十四日ホイツトニートケーディスガ来テ言ヒマセヌサウニシテ憲法審議ガ最後ノ段階ニ入ツテカラ言フノハ迷惑ダラウガ、九條ノ修正トノ関係カラ普選ノコトト、Civilian ノ字ヲ入レテ欲シイ。之ハ G.H.Q. トシテ必ズシモ賛成デナイガ、英・ソガ F.E.C. ニ提案シソコカラ来タモノダカラ、マ元師トシテハ御気ノ毒ダガ呑ンデ貰ヘナイカト云フコトデアル。故吾々ニ Civilian ヲサセル意図

アリトシテ、ソノ英カラ誤解サルヽコトガアッテモ面白クナイカラ、受容レテ呉レナイカト云フコトダッタノデ、ソレデハ一應考ヘテ見ヨウト返答シタ。

○下條君

進駐軍ガ引揚ゲタラ日本ノ制度ガ元ニ戻ッテハ困ルカラト云フ下心ニ出タモノデハナイカ。

○首相

疑ッテ見レバサウ云フコトデアラウ。

○織田子

最高指揮官數名ナラバ問題ハナイガ、伍長等ヲモ含ム広範ナ規定ヲ設ケテカッテノ職業軍人ダッタ者ガ全然ナレナイトスルコトハ國内ノ政治問題ヲ生ズルコトハナイカ。

○首相

先方ハ九條ノ修正ノ関係カラ提起シタカラ Civilian ハ思想デ追及スルモノデナクテ軍籍ヲ持ッタヿヲ意味スルモノデアル。九條ト如何ナル関係アリヤト質問シタガ答弁出来ナカッタ。

○幣原國務相

武官ノ職歴ヲ有シナイ者トシ、之ハ兵役義務ノ履行トシテデナクシテ、陸軍ノ將校又ハ下士官タルコトノ務携ッタ者ヲ意味スルト説明シタラ先方ハ了解シタ。下士官ヲモ含ムノデ purge ノ場合ヨリモ範圍ガ広イ。

○織田子

之ヲ媾和條約ニ譲ルコトハ出来ナイカ。

○首相

譲リタイモノハマダ沢山アル。

○織田子

將来 U.N.O. ニ加入シ國際聯合軍ノ為ニ人ヲ貸シタ場合ニ non-civilian ト云ヒ得ルヤ。

○首相

戰爭ハ放棄シタカラ人ヲ貸セナイ。

○金森国務相

先方ハ過去ノ職業ニ於テ武官トナツタコトノアル者ノ意味デアリ、之ヲ軍人トスルト兵隊ニ行ツタ者ガ全部含マレル惧ガアル、之ヲ武官ノ職業ヲ有スル者トシテ、特攻隊中マダ佐官ニナツテ居ナイ者ガ含マレヌ様ニ出来ル。之デ稀ナ例外ヲ除ケバ無難ニ行ク。先方ハ日本人ヲ全部疑ツテ居ルノデ、一応「文民」ヲ持ツテ~~推~~行ツテ交渉スル外ハナイ。

○松本君

ソレデハハツキリシスギテ困ル。先方ハ超国家主義者、軍国主義者ハイケナイト云フ意味デハナイカ。ホイツトニー、ケーヂスガ来タトキニソレヲ説明シナカツタカ。

○首相

ソコマデノ話ハナイガ、従来ノ行キガカリカラ見テ思想問題ヲイツテ居ルノデハナイ。戦ハ放棄シタシ、衆議院ハ此ノ条項ヲ修正シタ、ソノ趣旨ハ軍国主義者トノ疑惑ヲ持タレルコトノナイ様ニスル為ニ修正シタ。此ノ修正ニ関聯シテノ要求ダカラ、口ニハ言ハナカツタガ、戦争ニ関係シタ軍人ノ意ニシテ、国家主義者、軍国主義者ヲ意味スルモノデナイコトハ其ノ後ノ案文ノ接衝ニ於テ persons without profession as military or naval officials トスルコトデ納得シタコトニ鑑ミテモ明カデアラウ

○宮沢君

今日ノ日本人ハ全部 civilians デアル。

○織田子

少、中尉ノ若イ将校ダツタ者ガ何時ニデモヒツカカルノデハ大変デアル。

○金森国務相

先方ハ過去ニ於テモ civilian デアツタシ又現在モ civilian デナケレバナラヌトノ意味デアル。

○松本君

ソレガ困ルノデアル。

○高柳君
civilian ニ相当スル言葉ニ依テ之ガ civilian ダト説明スルノデハ納得セヌカ。

○首相
civilian ヲ日本語デ巧ク言ヒ表ハセルナラバヨイカモ知レナイ。

○高木君
先方ノ意向ハ将来軍隊ガ出来テモ軍部大臣ハ文官制ニスルノダト云フ意味デハナイカ。

○織田子、下條君、杉本君
貴族院ノ意向ハ険悪ダト云フコトヲ伝ヘテ撤回シテ貰フ訳ニハ行カヌカ。又「民人」デハイカヌカヲ折衝シテイタヾキタイ。

○金森国務相
大イニ努力シテ見ヤウ。「文民」トナシ civil ノ people ダト説明シテ見ヨウ。衆議院ノ昨日午后ノ交渉会デハ共産党ハ貴族院デ修正スルコトニ反対、無所属倶楽部ハマダ確答出来ヌトノコトダッタ。

○田所君
此処デ論議サレタ参議院法試案ハ四十三条ノ枠内ニ於テ実行出来ル possibility アリトノ小委員会ノ空気ダガ政府ノ所見如何。

○金森国務相
ソノ possibility ハナイ。人為的ニアル推薦機関ヲ設ケルコトハ絶対的ニ問題ニナラナイ。国民ガ選ブコトサヘアレバ、後ハ多少不自然ナコトガアッテモ構ハヌ。ヤッテ居ル中ニ自然ニヨクナッテ行クデアラウト云フ考ヘデアッテ、人為的推薦機関ヲ設ケルコトハ民主政ノ根本精神ニ違反スル。運営ニ於テ推薦サレタ者ガ国民ヨリ高ク買ハレル様ニナルヨリ外ハナイ。

○杉本君
法律ニ於テ例ヘバ農業團体ガ何人推薦スルト云フコトヲ書クコトハ出来ルカ。

○金森国務相
法律ニ何團体カラ何人推薦出来ルト規定スルコトハ許サナイ。先方ハ二院制ニ

貴族院

少シモ同情ガナイ。四十三條ヲ乙以上ニイヂルトドウモナラナイ。

。山田君

田所案ニ於ケル乙種議院（員）ニ付テ学識経験者ヲ要件トスルコトハヨイカ。

。金森国務相

ソレヲ法律デ書クコトハ出来ナイ。書イテモ押ヘヨウハナイ。大体ニ於テハ議員ノcontinuityガ出来ル様ナ制度ハイケナイトイフ考ヘデアル。米国デハ大体十年程度デアル。衆議院ガ中選挙区ニナルトシテ一府県ヲ参議院議員選挙ニ於テ一選挙区トスレバ、カナリ特色カアル議~~院~~員ガ得ラレ得ヨウ。

貴族院

全国一選挙区トシテモ府県選挙区ノ場合ニ当選出来ル得票ガアルガ、当選出来ルノガ実際デアル。斯ウナルト全国代表ノ趣旨ガ失スル 如何ナル選挙モ足許デ行ハレルカラ育族ノ国務相ハ理論的ニ全国一区ニ反対スル

○松本君

六、七人ノ制限連記トスルト散票ヲ集メテ当選出来ル者ガ出ル様ニナッテ其ノ弊害ヲアル程度少ナクスルノデハナイカ.

○金森国務相

政府案ハ二人連記デアル。内務省ハ投票ノ計算ガ煩擾ナノデ連記制ニ反対デアル 全国一区単記制トシテモ二十日アレバ計算ガ出来ルトノコト、急ゲバ十五日位デ出来ル.

○牧野君

選挙委員ヲ選挙スルト タヾ間接選挙ニシテハ如何

○金森国務相

米国デハ経験済ノ制度デアリソレニ手数ガカヽリ而モ結果ガ分ッテ居ルカラ選挙人ハ選挙ニ熱意ガナクナルコト中間選挙人ガ少数ノ為ニ賄賂。請託ガ行ハレ易イノデG.H.Qデモ余リ賛成シナイ. 候補者ヲ推薦スル為ノ中間ノ者ヲ選挙スル制度ヲ設ケテハ如何ト考ヘテ居ル

○織田子

此ノ方トシテハ六十六條ハ一応ノ文民トシテ進ミ、明日午前中ニ小委員会ヲ開イテ政府ノG.H.Qトノ交渉ノ結果ヲ待ツコトトシ午後カラ本委員会ヲ開キ六十六條ガ未決ナラバ未決ヲ留保シテ報告シテハ如何

○飯田男

衆議トノ交渉ハドウスルカ.

○織田子

小委員会ノ報告ヲ本委員会デ是認シタ上デ、本委員会ガ交渉スルモノトスルガヨイ.

第四回 憲法改正特別委員会小委員会　昭和二十一年十月二日

○開会　午前十時三十分

○委員長

昨夜、議長が、G、H、Qノ憲法係ノケーデース氏外五名ヲ招キ当方ヨリ正副委員長、高柳、高木君等出席シテ懇談シタ。其ノ詳細ニ付高柳君カラ報告セラレタイ。

○高柳君

金森国務相ヨリ[illegible]前[illegible]シテG、H、Qニ説明シテオイタ方ガヨイト云フ話ガアッタノデ、私カラケーデースニ「日本ニハ武官ニ対シテ文官ト云フ定語ガアルガ、英語ノcivilianニ当ル語ハナイ。ソコデ貴族院デハ文官ノanalogyタル文民ノ語ヲ用ヒテ是ガ略ニcivilianノ意味タラントスルガ適当ダト云フ意見ガアッタ。F、E、Cニcivilianノ件ヲ提議シタノハ英国代表ト推察スル」ト云ッタラケーデースハ「米国政府モG、H、Qモ希望スルモノデハナイガ、大局カラ見テ之ヲ受容レル方ガ宜カラウ。英国提案ダカラ英国ノ如キ内容ヲハッキリサセナイデcivilianノ意味ノ出ル程度ニ止メタ方ガ宜カラウ」ト云ヒ、大体了解ヲ得ルコトガ出来タ。又マ元帥ノ立場ヲヨク了解シテモラヒタイ。第一ニマ元帥ハ日本統治ニ付責任ヲ有スルコト、第二ニ或程度迄ハinternational statesmanトシテハドコ迄モ将来ノ日本ノ立場ヲ擁護スル立場ニ在ルコト、第三ニ憲法審議ニ付テモ合理的ナモノデアル限リドンドン修正シテ宜イ。修正ガ合理的ナモノデアル限リマ元帥ハ他ノ国ニ対シテ之ヲ擁護スルコトヽ云ヘト言ッテ居タ。私カラ「原案ハ動カスベカラザルモノデアルト云フ印象ガ衆議院以来ノ審議ニ影響シテ居タ。又時間的要素ガ利用サレル傾向ガ見ラレ、質疑ニハ十分ナ時間ガ費サレルガ、討論、修正ニハ余リ為サレテ居ナイ」等ヲ話シタラ、ハリス氏ハ「従来日本ノ政府ハ

貴族院

国立国会図書館　水野直関係文書 56
挟み込み物

第四回 憲法改正特別委員会小委員会　昭和二十一年十月二日

○開会　午前十時三十分.

○委員長

昨夜、議長ガ、G、H、Qノ憲法係ノケーデース氏外五名ヲ招キ当方ヨリ正副委員長、高柳、高木君等出席シテ懇談シタ。其ノ詳細ニ付高柳君カラ報告セラレタイ.

○高柳君.

金森国務相ヨリハ文民ノ件ニ付、前以テG、H、Qニ説明シテオイタ方ガヨイト云フ話ガアッタノデ、私カラケーデースニハ日本ニハ武官ニ対シテ文官トイフ定語ガアルガ、英語ノcivilianニ当ル語ハナイ。ソコデ貴族院デハ文官ノanalogyタル文民ノ語ヲ用ヒテ是ガ略〻civilianノ意味ダトスルガ適当ダトイフ意見ガアッタ。F、E、Cニcivilianノ件ヲ提議シタノハ英国代表ト推察スルト云ッタラケーデースハ、米国政府モG、H、Qモ希望スルモノデハナイガ、大局カラ見テ之ヲ受容レル方ガ宜カラウ。英国提案ダカラ英国ノ如ク内容ヲハッキリサセナイデcivilianノ意味ノ出ル程度ニ止メタ方ガ宜カラウト云ヒ、大体了解ヲ得ルコトガ出来タ。又、マ元帥ノ立場ヲヨク了解シテモラヒタイ。第一ニマ元帥ハ日本統治ニ付責任ヲ有スルコト、第二ニ或程度迄ハinternational statesmanトシテハドコ迄モ将来ノ日本ノ立場ヲ擁護スル立場ニ在ルコト、第三ニ憲法審議ニ付テモ合理的ナモノデアル限リドシ〱修正シテ宜イ。修正ガ合理的ナモノデアル限リマ元帥ハ他ノ国ニ対シテ之ヲ擁護スルコトヽ云フト言ッテ呉レタ. 私カラ「原案ハ動カスベカラザルモノデアルト云フ印象ガ衆議院以来ノ審議ニ影響シテ居タ. 又時間的要素ガ利用サレル傾向ガ見ラレ、質疑ニハ十分ナ時間ガ費サレルガ、討論、修正ニハ余リ為サレテ居ナイ」等ヲ話シタラハリス氏ハ、従来日本ノ政府ハ

貴族院

貴族院

自己ノ立場ヲ余リ defend スル傾向ガアリ、是ガ原案ハ動カスベカラザルモノデアルトノ示唆ヲ與ヘタノデハナイカ、ト云ツテ居タ。

○宮沢君。

出来ルコトナラ civilian ノ件ハ撤回シテモラヒタイトイフ當ノ委員会ノ意見ニ付テ話ハナカツタカ。

○高柳君。

international statesman トシテハ、マ元帥ハ日本ヲ defend セネバナラヌカラ、本件ハ之ヲ呑ンダ方ガ宜ラウトイフコトダツタ。

○宮沢君。

自由ニ審議セヨトイフコトト種々要求シテ来ルコトトハ矛盾スル

civilian ノ件ヲ引込メルトイフ當方ノ考ヘハ reasonable ナモノデアル

○山田君

「吾々ハ英文ヲ原文トシテ出来ル丈ケ是ニ忠実ナラントシテ努メテ居ルガ英文ガ或程度動カセルモノナラ其ノ方ガヨイガ」ト話シタラ、「ソレハ場所ニヨリケリデアル衆議院ガ英文ニ拘泥シスギタノナラバ、貴族院ニ於テ合理的ト思フモノナラバドンドン修正シテ宜イ」トイフコトデアツタ

○委員長

civilian ノ裏ノ意味ニ付テ話ハナカツタカ。

○高木君。

「civilian ハ種々ノ意味ニ用ヒラレルガ、英米人ノ civilian ノ程度ニ用ヒレバヨイ。現役軍人ハモウ居ナイカラ、武官トイフノデハ足ラナイガ、職業的軍人デナケレバヨイダラウ」トイフコトデアツタ。「自由討議セヨト言ヒナガラ色々ト注文ヲツケルコトハ矛盾デハナイカ」ト詰寄ツテ見タ所、先方ハ、理窟トシテハアク迄事実ヲ述ベテ参考ニ供スル程度デアツテ、是ガ如何ナル程度迄影響スルカハ自分達ハ棚ノ上ニ上ゲテ居ル日本側デイケナイトスルナラバ取エゲテエケレバヨイ」トイフコトデアツタ。

（金森国務相出席）

○金森国務相

貴族院ガ「文民」ト修正スレバ之ニ同意スル様ナ内部ノ固メヲ為シツヽアル程度デアツテ、G、H、Qト交渉トマデ出来テ居ナイ。五十九條ノ二項ニ両院協議会ヲ挿入スルト御意見ニ付テハ、両院協議会ハ現在ノ両院協議会ト同様ニシバ〳〵開カルルダラウ。而シテ政府ハ之ハ国会法デキメレバヨイトイフ考ヘデアツタシ、衆議院モ又ソノ趣旨デ政府原案ヲ通シタモノト思フ。従ツテ憲法上ニ協議会ニ関スル規定ハナクトモ、法律デ両議院ノ協議会制度ヲ設ケルコトハ憲法上可能デアリ、実際トシテモ国会法ニ規定スル積リデアル。衆議院ニ於ケル五十九條ノ一項ニハ「この憲法に特別の規定ある場合を除いては両院で可決したとき法律となる」トアリ、而シテ五十九條ノ二項ニ両院協議会ノ規定ガナイカラ、斯ル場合ニハ協議会ハ開ケナイ」トイフ解釈ヲ封ズル為ニナラ、五十九條ニ三項トシテ「前項ノ規定ハ法律ノ定メル所ニ依リ衆議院ガ両議院ノ協議会ヲ開ク事ヲ求メルコトヲ妨ゲナイ」ト追加スレバ疑ハ生ジナイ。貴族院ガ斯ル修正ヲシタ場合ニ於ケル衆議院ノ意向ハ分ラナイ。G、H、Qハ斯ル修正ハ基本原則ニ関スルモノデナイカラ了解スルカト思フ。両院ノ議決ガ一致シ、G、H、Qモ障碍ナシトスレバ、政府ハ五十九條ノ修正ニ反対シナイ。但シ修正ノ為ニ改正案ノ成立ガ遅延スルコトノナイ様ニセラレタイ。以上植原、幣原、斉藤ノ三大臣ノ了解ヲ得テ今御答ヘスル次第デアル。

○田所君、

「衆議院が求める」トシナイデ斯ル場合ニハ両院協議会ヲ開ク、之デ一致シナイ場合ニハ三分ノ二デ行ク、トイフ趣旨ニシテハ如何。

○金森国務相
サウスルト趣旨ガ衆議院ノ議決ノ精神ト非常ニ違ツテ来ル。
本文ノ中ニ入レルコトハ新憲法ノ根本精神ヲ破壊スルコトニナル。田所案ハ国会法デ規定シテモ違憲ニハナラナイ。

○浅井君
田所君ハ十ノ保障ヲ求ムルニ対シ、金森国務相ハ八ノ保障ヲ与ヘ、後ノ二ハ解釈デ分ルトイフコトダガソレガ分ルカガ問題デアル

○金森国務相
ソノ所ハ現行憲法ト議院法トノ関係ノ場合ノ様ニ解釈スルトイフ政府ノ考ヘデアル

○織田子
スルト参議院カラ協議会ヲ求メルコトハ出来ナイカ

○金森国務相
「前項」即チ第二項ノ場合ノコトヲ指シタモノデアリ、ソノ他ノ場合ハ国会法デ行クカラ参議院ガ求メテモ構ハナイ。

○高柳君
「前項の規定は両議院協議会を開くことを妨げない」トシテハ如何

○金森国務相
二項ノ場合デアルカラ衆議院カラ求メル以外ノ場合ハ考ヘラレナイト思フ。五十九条二項ハ衆議院ノ先議ノ場合デアリ、参議院ガ先議ノ場合ハ之ニ含マレテ居ナイ。ソレハ国会法ニ任セル。国会法ガ自ラ両院協議会ノコトヲ規定スルコトトシ、唯疑ノアル場合ニ付テ五十九条二項、三項ガ解決ヲツケントスルモノデアル。

○山田君
三項トシテハ「前項の規定は国会法の定めるところにより両議院の

貴族院

協議会を開くことを妨げない」トシテハ如何。

○松本君

金森案ダト二項場合以外ノ場合ニ付、国会法デ協議会ニ関スル規定ヲ設ケルコトハ五十九條ノ予想シナイコトトシテ違憲トセラレル惧レガアル。

○牧野君

髙柳案ニ賛成スル。金森案ダト誤解ヲ生ズル惧ガアル。

○金森国務相

原案ハ衆議院ガ活動ノ鍵ヲ握ツテ居ルトイフ所ニ味ヒガアル。御案ノ様ダト衆議院ノ呑込ミ方ガ、私ノ案ヨリ困難ニナル。衆議院デハ案外一院制論ガ強ク、進歩党サヘ参議院ハヨセトナカ〳〵

○牧野君

鼻息ガ荒イ。

第二項ノ「但シ書」トシテクツツカスカ

○金森国務相

二項ノ規定デハ「但シ書」ヲクツツケニクイ。

○宮沢君

「法律案については両議院協議会を開くことが出来る」トシテハ如何。

○金森国務相

サウスルト法律案以外ニ付テハ一例第八條ノ議決ノ両院協議会ヲ開ケナイトノ解釈ヲ生ズル惧レガアルノデ……妨げないトイフ規定ノ仕方ガヨイ。将来ハ国会ガ自ラ其ノ権限ヲ拡大シテ行クデアラウカラ「……開くことが出来る」トスルト、之ヲ押ヘテ了フ惧レガアル。

○髙柳君

此方ノ如キ修正提案ヲナシテ衆議院デ蹴ラレルト、却ツテ之ガ

親子、兄弟トイフコトガ日本ノ美俗デハナイカ

○霜山君
親子兄弟ノ自然ノ愛情ノ生活ヲ尊重スルトイフ意味ガ家ノ制度ヲ尊重スル意味デアルカ

○田所君、下條君
左様デアラウ

○霜山君
ソレナラバ基本的人権ニ関係ナイ自然ノ愛情ノ生活ノ尊重ノコトハ憲法ニ規定スベキモノデハナイ。民法デ規定スルコトハ当然デアルガ憲法ニ掲ルコトハ反対デアル

○松本君
第三章ハ個人ノ人権ノミヲ取上ゲテ居ルノデハナク、同時ニ社会生活ノコトガ規定サレテ居ル所ニ第三章ノ妙味ガアル。サウスルト日本ノ社会生活ニハ西洋ノ社会生活ダケデナク ソレヨリ一段下ニアル独特ノ社会生活タル家ノ生活ガアルカラ之ヲ尊重スル趣旨ヲ一ケ條入レル事ニ賛成スル。

○山田君
田所君ノ意見ハ二十四條二項ヲ適当ニ直シテ此ノ中ニ入レテハ如何

○霜山君
二十四條二項中ニハ「家族ニ関する事項」トアルカラ、此處デ其ノ趣旨ノ規定ガナサレテ居ルノデハナイカ

○山田君
原案二十四條二項ノ「家族」ハ少シ狭イモノデアラウ

○霜山君
單ニ「家族生活は之を尊重する」ト一ケ條入レテモ、之ハ「個人の

貴族院

認証ヲ「任命」トカ「大赦を行ふ」コトトスルト、天皇ノ権限ノ拡大
トナルノデハナイカ。

○山田君
ソノ通リダガ、ソレハ政治的権限ニ影響ハナイ。

○霜山君
此ノ修正ノ形ニ外国カラ疑惑ヲ招キ又、F、E、Cカラ指令ガ来ルト
イフコトニナレバ修正ガ政治的紛糾ノ種ニナルノデハナイカ

○山田君
G、H、Qデモソノ実ヲ非常ニ心配シテ一月モカヽッテ、米本国、ソ、英
華ノ了解ヲ得タ上デ、修正シテモ宜イトイフコトニナッタノデアル。

○下條君
本修正意見ニ付山田先生ニ於テ政府ト交渉シタコトガアルカ

○山田君
首相ハ同意シタガ表向ニ賛成スルトハ云ッテ居ナイ。金森国務相ハ
原案修正ニハスベテ反対シテ居ル

○田所君
二十四條デハ日本ノ家族生活ノ本質ヲ少シモ現ハシテ居ラズ、之ヲ打チ
コハシテ居ル。ソコデ「家族生活は之を尊重する」トイフコトヲ二十四條
中ニ入レルカ、又ハ新シイ一ケ條ヲ入レルカシテイタダキタイ。之ニ依ッテ
法律モ之ヲ尊重スルデアラウ。

○下條君
賛成

○霜山君
「家族生活」トイフノハ不明瞭デアル従来ノ家トイフモノヲ尊重シテ守
リ立テテ行ク意味ナラバ二十四條トハ両立シナイノデハナイカ

○田所君

○山田君

サウ云フコトニナラウ.

○田所君

attestationト変ルトイフ單ナル形式ガ変ルダケナラバ、ソノ様ニ辯等カラ実論ガアルコトモ好マシイコトデハナイカラ、山田先生ニ於テ考ヘ直シテハ如何

○山田君.

天皇ノ責任カラ云ヘバ変リハナイガ、外交関係ハ非常ニ形式ヲ重ンズルモノデアル.

○下條君

実質的ニ変リガナイナラ、国際関係ヲ悪クシテマデ修正スル必要ハナイデハナイカトイフ逆ノ説ガ成リ立ツ.

○浅井君

認証トイフコトハ意思表示ヲ含マナイトイフコトガ天皇ヲ安泰ナラシムル点デハナイカ　ソコニ重要ナ点ガアリ　認証トイフ言葉ダト天皇ノ責任ガ軽クナル.

○宮沢君

技術的末節ノコトデハナクテ、高木君ノ意見ノ如ク明治憲法ノ様ニ天皇ガ條約ヲ締結スルコトトスベキヤ否ヤガ主タル論点トスベキデハナイカ

○浅井君.

認証ガ效力発生要件ナリヤ否ヤハ別問題トシテ、認証トイフトキハ、天皇ガ條約ヲ欲スルヤ否ヤノ意思表示ヲ含マナイ. 之ガ原案者ガ天皇ノ国際上ノ責任ヲ軽カラシメントシテ認証トイフ言葉ヲ作ッタ苦心ノ存スル所デアル.

○霜山君.

イトスレバ批准ノ詔勅ヲ用ヒルコトニ依ッテ形式上天皇ノ大権ヲ拡ゲタ様ニトラレテ、ソ聯等ヨリ誤解サレルコトハ好マシクナイ。難点タル外際慣例ノ点ハ日本ガ新例ヲ開イテ行ケバヨイカラ、天皇ノ批准ト修正スルコトハ相当考慮ヲ要スル。大権ガ殖エテ、ソノ為ニソ聯等カラカレコレ言ハルナラマダ宜イガ、殖エモシナイノニ言ハルノハ面白クナイ。

○浅井君

政治的ニ考ヘネバナラヌ問題デアル。改正案ガ「認証」トシタノハ皇室ノ御安泰ヲ図ラントスル苦心ノ存スル所デアル。又外務大臣ハ内閣ガ任命スルノニ、大公使ヲ天皇任命トスルコトハ、外務大臣ヲ軽視スルコトトナッテ面白クナイデ 修正ハ余程考慮ヲ要スル 社会党ハ之ニ反対スルデアラウ 社会党ガ反対スレバ三分ノ二ノ多数ノ賛成ハ得ラレナイ。山田先生ハ之ガ衆議院ヲ通ル御見込ミアリヤ

○山田君

衆議院ヲ通ルカハ当ッテ見ナクテハ分ラナイ。当ッテ見テ反対サレルナラ修正ガ通ラヌデモ構ハヌ。貴族院トシテハ正シイト思フコトハ一應ヤッテ見ルベキモノデアル。

○浅井君

皇室ノ御安泰ヲ図ルコトコソ、貴族院ノ採ルベキ態度デハナイカ

○高木君

修正ガ通ルコトヲ希望スル。責任ガ天皇ニ及ブコトヲ防ガネバナラヌコトハ当然デアルガ、

○松本君

原案七条五号ノ予想スル信任状ノ形式如何。大公使ハ総理ガ署名シタ信任状ヲ持ッテ行クデアラウカ。

議院協議会ノ件ハ共ニ了解シタトノ返事ガアッタ旨、終戦連絡事務局カラ連絡ガアッタレ旨ノ報告ガアッタ。

○川村君

認証ハ殆ンド政治上ノ行為デナイガ、批准ハ立派ナ政治行為デアル。

○松本君

形ノ上カラデモ大権ヲ殖ヤサナイヤウニスルコトガ、対外関係カラ云ッテモ政治的ニヨイノデハナイカ。国際慣習ノ点ハ日本カラ新シイ慣例ガ生レル様ニナレバヨクハナイカ。締結カラ批准トイフ法律行為ハ認証ガアッテ初メテ成立スルノデハナイカ。

○山田君

批准ハ内閣ノ行為デ成立スルガ、認証ハ批准書ノ効力発生要件デアル。

○松本君

ソコガ山田先生ト意見ノ相違スル所デアル。憲法デハ内閣ガ批准スルトイフコトハ何処ニモ書イテ居ナイ。私見ニ依レバ改正案ニ於テモ批准ハ天皇ガナストイフコトニナル。

○山田君

本憲法ハ内閣ノ条約ノ締結ハ批准ヲモ含ムトノ建前デアル。

○牧野君

認証ニヨッテ批准ガ成立スルガ、ソレトモ批准ガ効力発生要件カハ批准ノ語ノ用ヒ方如何ニカカル。要スルニ法律関係ノ実体ニ影響スルコトナク、批准トイフ言葉ノ用ヒ方ニ依ッテ外交関係ヲ整ヘルコトニナル。

○松本君

私ノ考ヘ方カラトレバ、批准ト云ッテモ認証トイッテモ天皇ノ権限ニ変リカナ

トシタカラ強ヒテ固執スル要ノナイコトトテ先方モ了解シ、其ノ後高柳君ノ交渉デ、本案ノ如クナッタ。九号ニツイテハ外国ヨリノ大公使、全権委員ヲ日本ニ於テ接受スル者ハ天皇ダカラ、日本ノ大公使等ヲ任命スル者モ天皇デアッテヨイ。斯ウスルト国務大臣ト権衡ガトレナイガ、国内問題ハ一應ソノママニシテ、唯対外関係ハ別問題ダカラ大公使等ヲ天皇ノ任命トスルコトハ差支ヘナイコトニナッタ。外務省当局トシテハ本修正案ノ如クナレバ大変有難イトイフ意向デアッタ。是非修正ヲオ願ヒシタイ。

○田所君

佛説ノ様ニ進ンデ宜イナラ、ソレニ越シタコトハナイ。

○川村君、

天皇ノ批准ハ拒否ヲ否ムカ。

○山田君、

スベテ内閣ノ助言ト承認ニヨル

○川村君、

例ヘバ前内閣ガ締結シタ條約ヲ次ノ内閣ノ助言通リニ拒否スル場合ニハ政治的責任ガ天皇ニカカルコトハナイカ。

（金森国務相出席直チニ退席）

○山田君、

サウイフ点ハ却ッテ原案ノママデハ抜キ差シナラナイ事態ガ起ル。大公使ノ任命モ内閣ノ指名ニ基クノダカラ、天皇ノ実質的権限ニハ少シモ変リハナイ。内閣交迭ノ場合ノ不都合ハ認証ノ場合ニ付テモ同様ニ生ジウル。

○委員長

只今金森国務相ガ来ラレテ、政府カラG.H.Q.ニ修正接衡ノ為ニ人ヲ寄越シタイ旨ヲ電話シタ所、先方カラ直グ様、文民及両

貴族院

将来最高裁判所ニ於テハ国会法デ両院協議会ニ関スル規定ヲ設ケルコトハ違憲ダレト判決サレル根拠トナル惧レヲ生ズル。

○松本君

金森案ト国会法ト相俟ッテハッキリサセルコトトシテ、金森案デヨクハナイカ。

○浅井君

衆議院ノ議会制度調査会デハ五十九条二項ノ場合ニハ両院協議会ハ設ケラレナイトレト決議シタ位ダカラ金森案デスラ衆議院ヲ通ルデアラウカ。

○宮沢君

金森案デハ衆議院、、、、レトアル為一寸誤解ヲ生ズル惧レハアルガ、一番無難ダカラ金森案ガヨクハナイカ

（賛成者多数）

○委員長

ソレデハ金森案デ行ク事トスル

（決定）

（金森国務相退席）

次ニ前文ニ付、第四節中ノ原理を、、、達成するレデハヲカシクハナイカ

○松本君

原案ニ戻シテハ如何、

（賛成者多数）

○川村君

第一節ニハ協和による成果レトアルカラ三行目ハ全土にわたつて自由のもたらす恵沢レト戻シテハ如何、

（賛成者多数）

○浅井君

貴族院

ココハ北昤吉氏御自慢ノ修正デアル.

○松本君、

第二節目ノ名誉ある地位を占めたいものであるトシテハ如何

○牧野君、

「占めたい」ト云ヒ切ツタ方が強イ.「占めたいと思ふ」デハ如何.

（賛成者多数）

○委員長

「占めたいと思ふ」トスル

（決定）

○牧野君

過去、現在、未来ニ通ジテ認メナイノナラバ「詔勅を排除し、廃止する」ヲ「排除する」ト直シテハ如何

（賛成者多数）

○委員長

「詔勅を排除する」ト直スコトトスル

（決定）

○休憩　午后〇時十分

○再開　午后一時四十分

○山田君、

高柳案ト共同提案シ第×條修正案ヲ説明シタイ.

本案ハ前ニ高柳君がG、H、Qト何度も折衝シテ英文ト日本文トノ双方ニ付協定が出来、ホイットニーカラ吉田総理ニ対シ「修正シテモ宜イ」ト通知シテアルモノデアル.

ハ号が最も主眼トスル所デアリ、第一回ノ交渉デハ斯ルコトハ天皇ノ権力ニ関係ノナイコトデアリ、又総理が批准スルコト及ビ天皇が居リナガラ天皇が批准シナイコトノ二点ハ共ニ世界ニ例ノナイコ

貴族院

尊厳と両性の本質的平等レト云フ枠ヲ嵌メナクテハナルマイ。

○浅井君

現在ノ家庭生活ヲ尊重スルト云フ趣旨ナラバ、霜山君ノ意見ノ如ク解スルコトニ依テ解決サレルノデハナイカ。

○松本君

二十四條二項ノ家族レハドウモ婚姻カラ出発シタモノデ、西洋ノ家族ソノモノト云フ様ニ讀マレ親子を含むモノトハ讀メナイ。

（下條君、田所君同意見）

○宮沢君

二十四條ハ従来ノ日本ノ家族生活ニハ大キナ弊害ガアルカラ、之ヲ打破シテ民主化シヨウトスルノガ趣旨デハナイカ。然リトスレバ斯ル修正案ヲ挿入スルコトハ二十四條ノ精神ニ反スルモノデアル。

○川村君

二十四條二項ノ家族レヲ廣ク解シテ民法ノ規定ニ譲ツテハ如何。

○休憩　午后三時四十五分

○再開　午后四時五十六分

○委員長

第十五條、四十三條、六十六條、七十九條ニ付討論ニ入リタイ。

先ヅ第十五條ヲ議題ニ供スル。

○田所君

原案ニハ生硬ナ所ガアリ、又文字ヲ替ヘルコトニ依テ趣旨ノ徹底スル所ガアル。之ヲ分リ易クナダラカニナル様ニ別紙ノ如ク僅カノ修正ヲ加ヘタイ。

○委員長

（採決）全会一致ヲ以テ修正案可決。十五條ヲ議題ニ供スル

○織田子

十五條三項トシテ「公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する」ヲ追加シタイ

○委員長

（採決）全会一致ヲ以テ可決、次ニ四十三條ヲ議題ニ供スル

○川村君

適当ナ参議院法案モ発見出来ナカツタシ、又種々ノ関係モアルカラ四十三條ハ無修正トシタイ。

○山田君

田所、下條両氏ノ案ヲ参考トシテ速記録ニ掲ゲルコトニシテイタダキタイ。

○川村君

小委員長報告ノ際ニ両案ヲ併セ報告セラレタイ。

○委員長

小委員長報告ノ際ニ委員会ニ報告スルコトトシタイ。

六十六條ヲ議題ニ供スル

○織田子

六十六條ニ項トシテ「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」ヲ追加シタイ。

○委員長

（採決）多数ヲ以テ可決、七十九條ヲ議題ニ供スル

○霜山君

七十九條二、三、四項ニ付テハ本会議、特別委員会デモ反対ノ趣旨デ、多ク質疑ガナサレタ。依テ之等ヲ削除シタイ。

○委員長

（採決）全会一致ヲ以テ可決。

付託事項以外ニモ修正意思カアルナラ、参考ノ為ニ御意見ヲ述ベテ貰ヒタイ。但シ採決ハシナイ。

○山田君

七條ニ付、五号中ノ「並に全権委任状及び大使及び公使の信任状」ヲ削リ、六号中ノ「認証すること」ヲ「行ふこと」ト改メ、八号中ノ「批准書及び」ヲ「国会の承認により内閣の締結した條約も批准すること」ト改メ「その他の」ヲ削リ、九号ノ初メニ「内閣の指名に基いて大使、公使、及び全権委員を任命すること並に」ヲ加ヘルトイフ修正ヲシタイ。

○川村君

先刻ノ懇談会ニ於ける意見ノ模様ヲ小委員長ヨリ委員会ニ報告セラレタイ。

○委員長

（採決）委員会ニ報告スルコトニ決定

○田所君

第三章ハヨク出来テ居ルガ我國ノ良俗ノ根本タル家族生活ノ関係、親子ノ忠孝ヲ基トシタ良俗ノコトヲ少シモ觸レテ居ラズ第二十四條ハ婚姻関係カラ生ジタ事柄シカ規定シテ居ナイ。ソコデ家族生活又ハ親子生活ヲ尊重スル趣旨ノ規定ヲ二十四條ノ一項トスルカ、三項ニ入ルカ、又ハ二十四條ノ一項ニ新ナ一條トシテ追加セラレタイ。

○委員長

御異議ガナケレバ、之ヲ特別委員会ニ報告スルコトトシタイ。

（異議ナシ）

○下條君

五十九條ニ項ニ付テ、予算案、條約案又ハ首相任命ニ付、両

院ノ議決不一致ノ場合ニ付テハ、両院協議会ノ制アルモ、法律案ニ付テハ、何等ノ規定ハナイ。シカシソレハ両院協議会制度ヲ認メナイ趣旨デハナク、法律ノ定ムル所ニ依テ両院協議会ノ制度ヲ設ケルトイフ趣旨デアルカラ五十九條三項トシテ「前項の規定は法律の定めるところにより衆議院が両院協議会を開くことを求めることを妨げない」トイフ一項ヲ追加シタイ

○委員長

之モ小委員長ヨリ委員会ヘ報告スルコトトシタイ

（異議ナシ）

○散会

午后五時三十分